(内閣府)

制度	名	沖縄の産業イノベーション地域(仮称)における地域産業のイノベーションを促 進するための特例措置
税	目	法人税、所得税
	〇産業·	イノベーション地域(仮称)制度の創設(産業高度化地域制度を廃止)
要	る地域産	イノベーション事業を行う新産業の集積等により、将来の沖縄経済を牽引しう 産業のイノベーションを促進するため、現行の産業高度化地域を発展的に拡充 賃イノベーション地域(仮称)に係る特例措置を新設する。
望	除 (沖組 ・先進的	イノベーション地域において、試験研究を行う企業の試験研究費に係る税額控 構特定試験研究費 50%) の新設(法人税・所得税) 内な産業イノベーションを行う特定企業の発行株式等の取得に係る個人投資家
Ø	の所得担	空除の新設(所得税)
内		
容		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) ▲ 18百万円 (一百万円)

## (1) 政策目的

沖縄の自立的発展のためには、民間主導の自立型経済の発展を目指していくことが必要であり、亜熱帯という自然的特性、アジア諸国に近い地理的特性などの沖縄の優位性を生かした産業振興を進めていくことが重要である。

沖縄は、広大な海域と豊富な亜熱帯生物資源を有しており、近年、沖縄独自の生物資源等を活用した新たなバイオテクノロジー産業の萌芽が見られ、研究開発主導のバイオ・ベンチャー企業が集積しつつある。また、地球規模での環境問題が深刻化する中で、沖縄には、サトウキビの副産物である糖蜜やバガス(さとうきびかす)等のバイオマス資源、水溶性天然ガス等の未利用資源も存在しており、新たな環境・エネルギー産業の成長も期待されている。

こうした中、来年には世界最先端の研究教育機関である沖縄科学技術大学院大学(OIST)が開学する予定であり、新たな制度的な措置を講ずることにより、沖縄の有する資源を生かしたイノベーションによる新たな産業の育成を加速させることが必要である。

新設

## (2) 施策の必要性

イノベーション主導による沖縄の新たな産業育成を加速させていくため、沖縄の自主性 をより発揮できるような、予算措置ではない制度的措置が求められており、沖縄における イノベーションを加速する新たな地域制度の創設が必要である。

拡充

又

は

延長

を必

ح

す

要

る

玾

由

		政策体系 における 政策目的の 位置付け	政策分野「沖縄政策」 政策「沖縄政策の推進」 施策「沖縄における産業振興」
	<u>~</u>	政 策 の 達成目標	産業イノベーション(仮称)地域内の製造業等の発展
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	平成 29 年 3 月 31 日まで
今回		同上の期間 中 の 達 成 目 標	沖縄県の製造品出荷額を平成24年度に比べて平成33年には 1.5倍に増加させる。 ※事業の用に供する設備等の投資税額控除・特別償却と合わせて、目標の 達成を図る。
の要		政策目標の 達 成 状 況	沖縄県の製造品出荷額は、平成14年度に比べて平成20年度は 1.05倍に増加。
望	有効性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	試験研究費にかかる税額控除については、平成 24 年度から平成 33 年度まで、のべ 150 社が利用するものと想定。 特定企業の発行株式等の取得に係る個人投資家の所得控除平成 24 年度から平成 33 年度まで、延べ 165 社に対して、総額で約 3 億の投資がされると想定。
関		要望の措置の 効果見込み(手 段としての有 効性)	産業イノベーション(仮称)地域内でのイノベーションの創出に際しては、企業による研究開発の促進及び個人投資家による研究開発投資の促進が必要。研究開発、研究開発投資を促進させる当該制度の創設が必要であり、有効。
連		当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	・産業イノベーション地域(仮称)において、「工業用機械等」を取得 した際の投資税額控除、特別償却(法人税、所得税) ・地方税(事業所税)の一部課税免除
る事項	相当	予算上の措 置等の要求内 容及び金額	・研究開発を促進させるためのマッチング支援や競争力を付けた企業の 海外展開支援等の予算措置 ・固定資産税、事業税、不動産取得税の課税免除又は不均一課税に伴う 減収補填措置
	性	上記の予算 上の措置等 と要望項目 と の 関 係	・新たな製品の研究開発に際して企業のニーズを研究機関につなげるための支援や海外での販路を開拓するための側面支援を予算に措置。実際の研究開発や商品開発のための新たな設備への投資を促進させるための支援措置として税制措置を講じることとしている。
		要望の措置 の 妥 当 性	沖縄の優位性を生かした新産業の創出を図るために、研究開発や中小企業への投資を促進する必要がある。そのために研究開発費用に対する措置や試験研究用資産を対象とした特別償却制度及び投資税額控除等のインセンティブを与える税制措置は有効と考えられる。

	T	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	_
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	_
	前回要望時 の達成目標	_
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理	_
これまでの 要 望 経 緯		平成 14 年度 産業高度化地域制度を創設 平成 19 年度 産業高度化地域制度を延長